

「実現・対応」とされた本県の主な提案と成果の概要

建設管理課

① 建設業許可電子申請システムにおける納税情報のバックヤード連携【国土交通省】

【提案前】

納税証明書の添付が義務付け

オンラインシステム

建設業許可申請

納税証明書
(県税)

申請者は取得した納税証明書をPDFに加工してシステムへ登録

申請者

県

県へ建設業許可申請を行う際、**都道府県税の納税証明書の添付**が義務付けられている



納税証明書取得手続きのための**手間及び交付手数料の負担**が生じている。

【提案の結果】

納税証明書を不要とするよう検討

オンラインシステム

建設業許可申請

~~納税証明書
(県税)~~

情報連携等により納税証明書の添付が不要となるよう検討

申請者

県

- ①建設業許可・経営事項審査電子申請システムと都道府県納税情報との連携による納税証明書の添付の省略
②経過措置として、**都道府県が納税情報を内部利用**することが可能である場合の納税証明書の添付省略
①は、建設業許可・経営事項審査電子申請システムに納税情報を連携させる技術的手法を令和5年度に研究した上で、②は、省令の改正等について検討した上で、いずれも**令和6年度中に結論を得る。**



実現すれば…

- ・申請者の負担軽減・利便性が向上
- ・納税証明書発行が不要となり、行政のデジタル化が促進

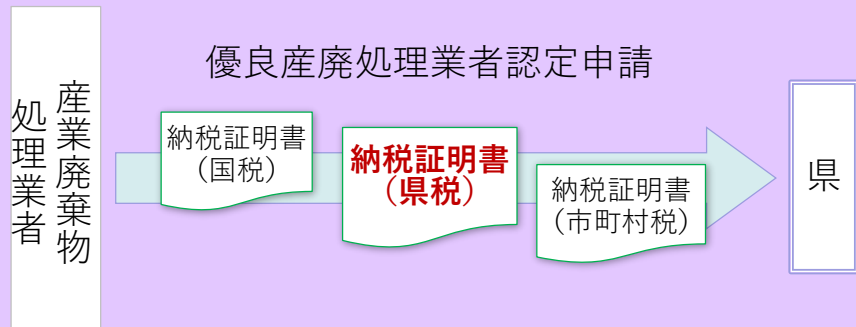
「実現・対応」とされた本県の主な提案と成果の概要

税務課

② 優良産廃処理業者認定制度における優良認定申請に係る納税証明書等の添付を不要とすること【環境省】

【提案前】

国税及び地方税の納税証明書の添付が義務付け



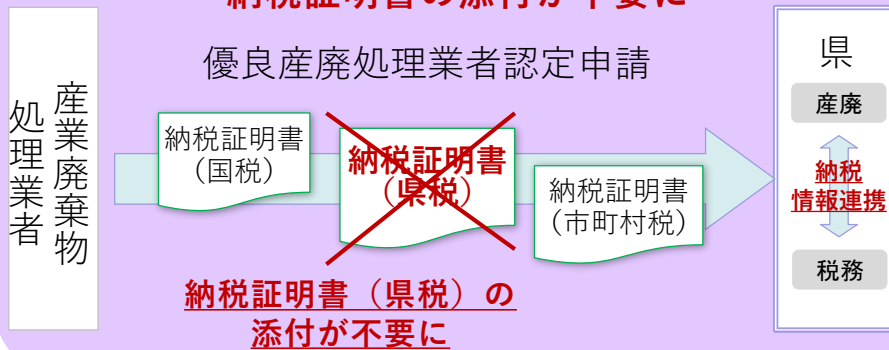
優良産廃処理業者認定申請において、都道府県税を滞納していないことを証する書類の添付が義務付けられている。



納税証明書取得手続きのための所轄の県税事務所まで赴く手間及び交付手数料の負担が生じている。

【提案の結果】

情報連携がされている自治体は、 納税証明書の添付が不要に



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が令和5年7月に改正され、情報連携等により地方税を滞納していないことを確認できるときは、添付の省略が可能となった。



- ・申請者の負担軽減・利便性が向上
- ・納税証明書発行が不要となり、行政のデジタル化が促進

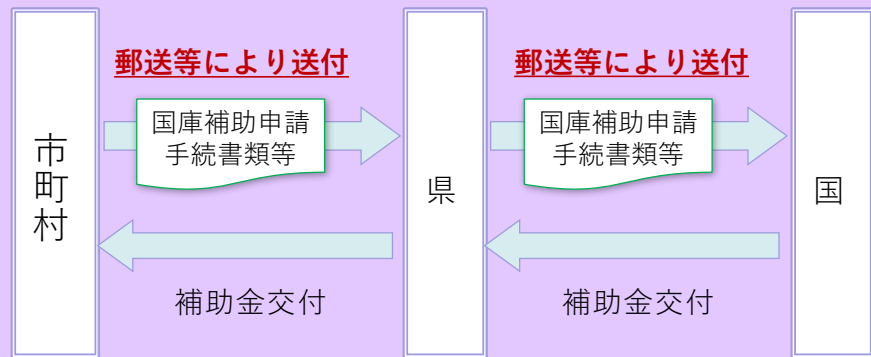
「実現・対応」とされた本県の主な提案と成果の概要

文化資源課

③ 文化財関係国庫補助金申請等手続の電子化【文部科学省】

【提案前】

申請等において紙での提出が指定



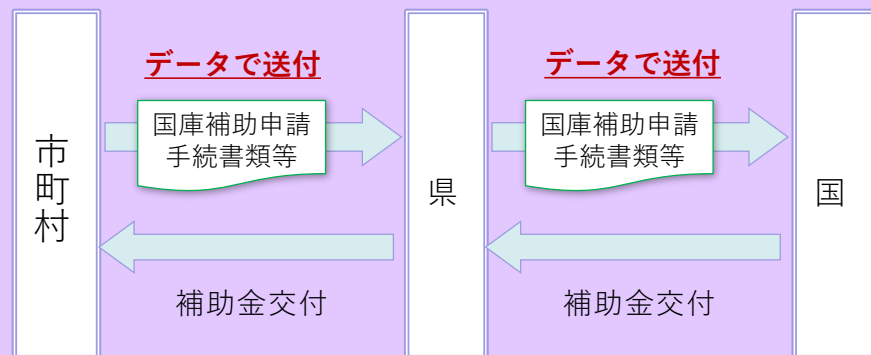
文化庁への文化財関係国庫補助金の手続について、文化庁から発出される**申請案内にて紙での提出が指定**されており、行政のデジタル化が進んでいない。



紙での提出の指定により、行政に**郵送等の手間**が生じている。

【提案の結果】

データでの提出に向け検討



地方公共団体の事務負担を軽減するため、**申請や実績報告等に係る書類の電子データによる提出を可能とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。**



実現すれば…

- ・行政のオンライン化が促進
- ・事務負担軽減

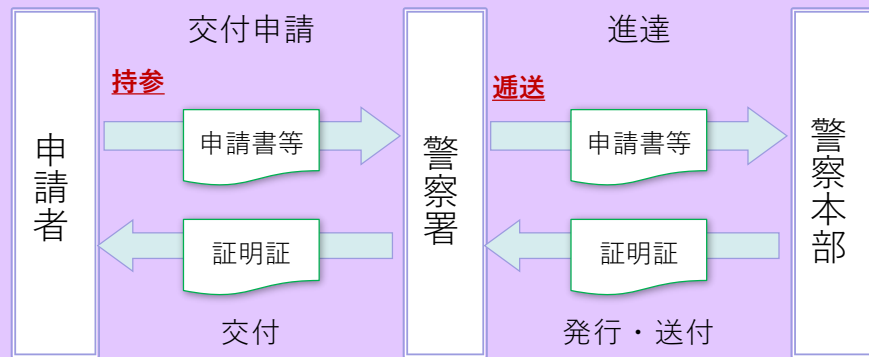
「実現・対応」とされた本県の主な提案と成果の概要

生活安全総務課

④ 青色回転灯等装備車の証明等に係る申請等手続のオンライン化等【警察庁】

【提案前】

申請等において紙での提出が指定



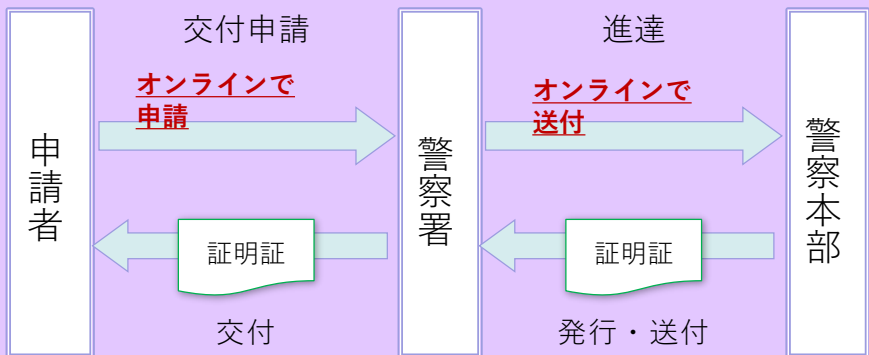
証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受理し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等を行うこととなっている。



申請者は書類を各警察署に持参する必要があり負担が生じている。

【提案の結果】

オンラインでの申請が可能に



オンラインによる申請が可能であることを明確化し、令和5年9月に都道府県警察に通知されたことにより、各自治体においてオンライン申請の導入が可能となった。



- ・ 県民の利便性が向上
- ・ 行政のデジタル化が促進、業務が効率化

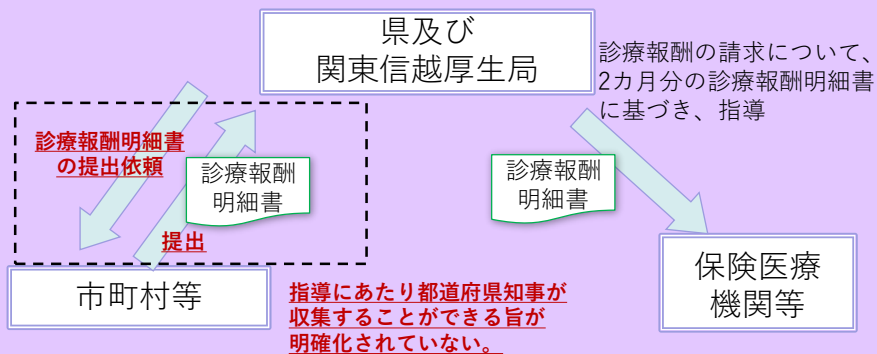
「実現・対応」とされた本県の主な提案と成果の概要

国保医療課

⑤ 診療報酬明細書等による個人情報の収集に関する根拠や取扱いの明確化【厚生労働省】

【提案前】

被保険者の情報を収集することができる旨が明確化されていない



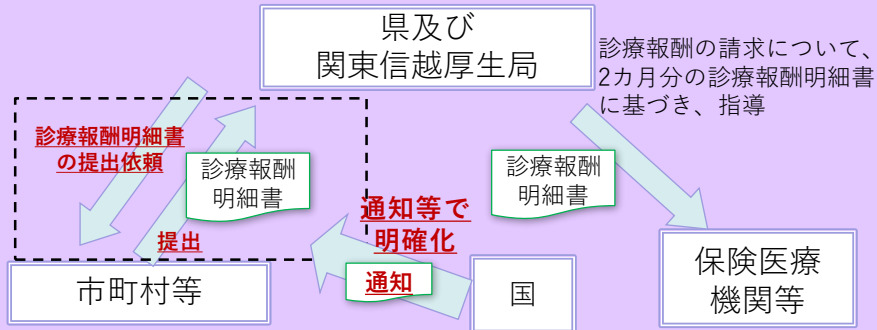
診療報酬明細書は、市町村等から収集している。診療報酬明細書には、療養の給付を受けた被保険者の氏名や傷病名等の個人情報が記載されているところ、**保険医療機関等に対し指導を行うに当たり被保険者の情報を都道府県知事等が収集することができる旨が明確化されていない。**



指導の際の**収集に支障をきたす**場合がある。

【提案の結果】

被保険者の情報を収集することができる旨の明確化に向け検討



診療の内容又は診療報酬の請求に関する指導及び報告等に必要となる**診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の収集の根拠を明確化することについて検討し、令和5年度中に結論を得る。**



実現すれば…

- ・本行政事務の適正性が確保される。